

モビリティワーキンググループの開催について

〔 令和 5 年 6 月 6 日 〕
デジタル社会推進会議議長決定

- 1 デジタル社会推進会議令（令和3年政令第193号）第4条の規定に基づき、自動運転、ドローン、サービスロボットなど、地域のモビリティを支える技術の同時かつ一体的な事業化に向けた「モビリティ・ロードマップ（仮称）」の策定を推進するため、モビリティワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 ワーキンググループの主査は議長が指名する。構成員は主査が指名する者をもって構成する。ただし、主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
- 3 ワーキンググループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、デジタル庁（国民向けサービスグループ）において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。